第5章

地域福祉の推進に関連する道の事業

1 関連事業の体系

- ▶ 地域福祉を推進するための具体的な取組については、先に掲げたとおり、 5つの項目を施策の柱と位置付け、それぞれに対応した取組を重点的に行っ ていくこととしていますが、これらのほか、道では、地域福祉の推進に関わ りのある事業を複数実施しています。
- ▶ 地域生活課題は様々な分野にわたり、複雑化・複合化していることから、 各施策を一体的に進めていくためには、医療・福祉・介護・教育等の様々な 分野における関連事業を体系的に整理した上で、総合的に展開していくこと が重要です。
- ▶ 地域福祉の推進に関連する道の事業は、5つの柱ごとに分類すると、次のように整理することができます。

体制づくり	市町村の体制整備への支援に関する取組	P 62
関連施策	市町村への情報周知や認識共有に関する取組	P 62
2		
仕組みづくり	相談・就労支援、負担軽減等に関する取組	P62~63
関連施策	普及啓発や理解促進、情報提供等に関する取組	P 64
3		
人づくり	福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組	P64~65
関連施策	再就職の支援や情報提供、就業体験に関する取組	P 65
4		
基盤づくり	福祉サービス基盤の整備に関する取組	P65~66
関連施策	地域福祉の担い手の活動強化に関する取組	P 66
5 j		
地域づくり	福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組	P67~68
関連施策	連携体制やネットワーク構築に関する取組	P 68

関連事業の一覧

市町村の体制整備への支援に関する取組

施策1:体制づくり 🎟



- 1 地域福祉計画策定ガイドラインの活用をはじめ、参考となる事例の紹介や現地支援等 を通じ、道内市町村における地域福祉計画の策定を促す。
- 2 本道における社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化に向け、 北海道社会福祉協議会の運営及び事業に要する経費を補助する。
- 市町村が行う地域包括ケアの取組推進・・・・・・・・・・ 保健福祉部 高齢者保健福祉課 3 地域包括ケアシステムの推進に中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強 化を図るため、センター職員を対象とした意見交換会や研修会を開催する。
- 市町村への情報周知や認識共有に関する取組

施策1:体制づくり



- 地域福祉に関する市町村への情報提供・・・・・・・・・・・ 保健福祉部 地域福祉課 交流拠点の整備状況や社会福祉協議会が行う地域福祉活動の実施状況、生活困窮者支 援に関する意見交換会の開催状況等を収集し、各市町村へ周知する。
- 相談・就労支援、負担軽減等に関する取組

施策2:仕組みづくり



- 1 福祉的な支援が必要な刑務所等出所予定者について、出所後に必要となる福祉サービ スにつなげる地域生活定着支援センターの運営を支援する。
- 生活困窮者の自立支援·························· 保健福祉部 地域福祉課 2 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への支援 の充実・強化を図るため、包括的な支援体制を構築する。
- 生活困窮者支援を行う民間団体への支援······ 保健福祉部 地域福祉課 3 新型コロナや物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによって事業量が増加し た、地域の生活困窮者支援に取組むNPO法人等の民間団体を支援する。
- 生活保護受給者への就労支援······ 保健福祉部 地域福祉課 4 被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情 報の提供及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る。
- 特別支援教育の就学支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・教育庁 特別支援教育課 5 特別支援学校に就学する児童生徒等の保護者における経済的負担を軽減するため、そ の負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を補助する。
- 地域福祉生活支援センターの運営支援······ 保健福祉部 地域福祉課 6 判断能力に不安がある方が自立した生活を送れるよう、金銭管理支援や手続の援助な どを行う日常生活自立支援事業への補助を実施する。
- 地域づくりに関する広域相談支援…… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 7 北海道障がい者条例に基づく支援員として21圏域に地域づくりコーディネーターを配 置し、地域づくりに関する助言・調整等の広域的な支援を実施する。
- 8 市町村が成年後見制度利用支援事業の活用を促すことにより、当該制度の利用を必要 としている障がいのある人の権利擁護を図る。

施策2:仕組みづくり i 相談・就労支援、負担軽減等に関する取組^(続き)



- 9 中核機関の整備が十分でない市町村の体制整備を促進するため、司法専門職等と定期 的な協議や専門職等による助言等が得られる体制づくりを進める。
- 高齢者虐待防止・相談支援センターの運営支援・・・・・・ 保健福祉部 高齢者保健福祉課 10 高齢者とその家族等の虐待相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援するほか、 市町村や施設が実施する虐待防止への取組を総合的に支援する。
- 障がい者権利擁護センターの運営支援······ 保健福祉部 障がい者保健福祉課 11 障がい者への虐待の防止と養護者に対する支援等を実施するため、虐待防止法に基づ く障害者権利擁護センター機能を確保し、障がいのある人の権利擁護を図る。
- メンタルヘルスに関する相談支援………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 12 道民の精神的健康の保持増進を図るため、心の健康相談に応じ、精神に関わる悩みへ の専門相談を実施するとともに、家族等からの相談にも対応する。
- **重層的な支援体制の構築支援**……………………… 保健福祉部 地域福祉課 13 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するた め、市町村支援を一体的に実施する。
- 重層的な支援体制の構築に向けた後方支援…………保健福祉部 地域福祉課 14 市町村が実施する重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村内連携促進 説明会の開催や市町村間の情報共有の場づくり等を行う。
- ケアラー支援に関する相談支援体制の充実強化······· 保健福祉部 高齢者保健福祉課 15 悩みや負担を抱えるケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげることができるよ う、相談支援体制の充実に向けた人材育成や連携強化を図る。
- ヤングケアラーの相談の場の確保………… 保健福祉部 子ども家庭支援課 16 若年層の需要の高さを踏まえ、SNSにも対応した専門相談を行うほか、気軽に悩みな どを共有できるオンラインサロンを開催するなど、相談の場の確保を図る。
- 孤独・孤立対策の推進··················· 保健福祉部 地域福祉課 17 孤独・孤立対策推進法に基づき、「つながりの再構築」という観点から、理解促進や未 然防止・早期発見、適切な支援へのつなぎ等の取組を推進する。
- 農福連携の推進……… 保健福祉部 障がい者保健福祉課、農政部 農業経営課 18 農福連携の取組の普及や定着に向け、農業と福祉関係者双方の理解促進を図るととも に、農福連携に関する専門人材の育成を支援する。
- **障がいのある人の就職や継続雇用等に向けた支援**… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 19 障害者雇用促進法に基づく「障害者就業・生活支援センター」を設置し、就業面と日 常生活面の一体的な支援を行う。
- 20 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する切れ目のない支援のため、巡回相談や 教員研修、推進地域指定など、特別支援教育の体制を整備する。

ii 普及啓発や理解促進、情報提供等に関する取組

1

施策2:仕組みづくり

施策3:人づくり

- 高齢者等に対する理解の促進を図るため、シンポジウムを開催するなど、道民の理解 を促進する。
- **障がいのある人が暮らしやすい地域づくり** ……… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 障がい者の権利を擁護し、差別や虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを 推進するため、北海道障がい者条例に基づく推進体制を整備する。
- メンタルヘルスに関する理解促進…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 自殺予防週間や依存症問題啓発週間における啓発事業、リーフレットの活用やセミナー開催等により正しい知識の普及啓発を行い、心の健康の保持・増進を図る。
- ケアラー支援の普及啓発……… 保健福祉部 高齢者保健福祉課、子ども家庭支援課 4 ケアラーが自らの悩みを相談できる状況にあることを理解し、必要な支援を求めることができるよう、ホームページやSNSなど様々な媒体を用いた広報活動を展開する。
- ケアラーを支援するための地域づくり…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 地域住民がケアラー支援について関心を持ち、支え合いの意識が醸成されるよう、交流拠点の整備を促進するなど、安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。
- 高齢者の住まいへの支援…… 建設部 建築指導課 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき実施しているサービス付き高齢者向け 住宅の登録業務などを行う。
- 住居確保要配慮者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・建設部 建築指導課 住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録業務を行うほか、道 民への制度周知を図るため、チラシ配布やイベント開催などのPR活動を展開する。
- 共同募金等の取組の推進·················· 保健福祉部 地域福祉課 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心喚起のため、赤い羽根共同募金活動等の取組を推進する。
- 福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組

- 北海道福祉人材センターの運営支援…… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 福祉の職場で働きたい人と職員を採用したい福祉の職場をつなぐマッチング支援をはじめ、福祉の職場説明会や講習会等を行う福祉人材センターの運営を支援する。

i 福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組 ^(続き)

施策3:人づくり



- iii 再就職の支援や情報提供、就業体験に関する取組

施策3:人づくり



- 離職した介護福祉士の再就業促進…… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 福祉人材センターに届出された離職した介護福祉士等の情報を活用し、復職に必要な 情報の提供など、再就業を促す。

- 🚺 福祉サービス基盤の整備に関する取組

施策4:基盤づくり



- 地域包括支援センター職員向けの研修…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 地域包括ケアシステムの推進に中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化 を図るため、センター職員を対象とした研修を実施する。
- 相談支援専門員向けの研修……………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 サービス等利用計画を作成する相談支援専門員への研修により、多様な障がい特性に 応じた適切な支援の理解が深まるよう支援する。

福祉サービス基盤の整備に関する取組^(続き)



- ヤングケアラーコーディネーターの配置…………… 保健福祉部 子ども家庭支援課 学校や関係機関の方等がヤングケアラーに気づいたとき、市町村等の適切な相談窓口 や関係事業所を紹介・調整する役割のコーディネーターを配置する。
- **医療的ケア児等コーディネーターの配置**………… 保健福祉部 子ども家庭支援課 医療的ケア児等コーディネーターが全市町村に配置できるよう人材の育成を行い、障がいのある子ども及びその家族が円滑に必要な支援を受けられる環境を整備する。

ii 地域福祉の担い手の活動強化に関する取組



- 高齢者等の冬の生活支援………………………………………………………………… 保健福祉部 地域福祉課 低所得の高齢者世帯等を対象に、冬期間に必要となる燃料費等への支援を行う市町村 に対し、地域づくり総合交付金を活用した助成を実施する。
- **障がい児支援の充実**……………………… 保健福祉部 子ども家庭支援課 障がいのある子どもとその家族ができるだけ身近な地域において、専門的な療育や教 育を受けられる体制の整備を促進する。
- **障がい者福祉施設の整備に対する補助**………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 住まいの場であるグループホームや日中活動の場である生活介護、就労移行支援など、 障がいのある人の支援の充実を図る施設整備への補助を行う。
- 介護サービスの提供基盤整備に対する補助…… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 高齢者等が住み慣れた地域において日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービスの施設整備や介護施設の開設準備等に必要な経費等への補助を行う。
- 安心・安全な個別輸送サービスの普及・・・・・・・・・・・保健福祉部 地域福祉課 道路運送法に基づき、公共の福祉を確保する観点から、NPO法人等が自家用自動車に よる有償運送の登録を受けて行う福祉有償運送制度の普及を図る。

福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組



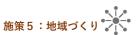
	•	・ 共生型地域福祉拠点の整備促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 保健福祉部 地域福祉認	果
1		高齢者や障がいのある人、子ども等が地域住民と集う交流の場において、互いに支え	え
	É	合いながら安心して生活できる共生型地域福祉拠点の整備・設置への支援を行う。	

- 共生型サービスを提供する体制への支援………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 同一事業所内で高齢者と障がいの福祉サービスを受けられる共生型サービスの提供体制が整備されるよう、事業所への支援を行う。
- すべての人にやさしいまちづくりの推進………………………… 保健福祉部 地域福祉課 高齢者や障がいのある人、妊産婦を含め、すべての人々が、道立施設を円滑に利用でき るよう必要な環境整備を図る。

- 安心して暮らせる道営住宅の整備…… 建設部 住宅課 北海道住生活基本計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立って道営住宅を整備し、子どもから高齢者まで安心して豊かに暮らせる住まいの実現を図る。

- **外国人留学生への生活支援**…… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 道内の介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に対し、学費や生活資金等の貸付 を行う介護事業所への取組を支援する。
- **外国人を対象とした総合相談窓口の設置・運営**・・・・・・・・・総合政策部 国際課 道内に暮らす外国人からの生活や就労等に関する様々な暮らしの相談に多言語で対応 する「北海道外国人相談センター」を設置し、きめ細やかな対応を行う。

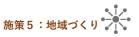
ⅰ 福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組 (続き)



● 日本語学習に係る支援者の養成・・・・・・・・・・・総合政策部 国際課 道内に暮らす外国人に日本語学習の機会を提供するため、「日本語学習支援者養成講座」 を開催する。

ii 連携体制やネットワーク構築に関する取組

1



- ◆ 北海道災害ボランティアセンターの運営支援・・・・・・・・・・保健福祉部 地域福祉課 災害発生時のボランティア活動を迅速に行うため、平常時からネットワークづくりや 人材育成などに取り組む北海道災害ボランティアセンターの運営を支援する。
- **災害時におけるコミュニケーション支援**………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援を推進することにより、災害時に おける要配慮者への支援体制を確保する。